平成27年度

国政に関する要望

平成 26 年 10 月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

平成26年5月14日現在

役職名	定数	氏	名	備考
会 長	1	海老名市長	内 野 優	全国市長会関東支部支部長 総務部会長
		綾 瀬 市 長	笠間 城 治 郎	全国市長会評議員(財政)
副会長	3	秦野市長	古谷義幸	
		逗子市長	平井竜一	
		横浜市長	林 文子	
顧問	_	川崎市長	福田紀彦	
		相模原市長	加山俊夫	
相談役	_	茅ヶ崎市長	服部信明	全国市長会理事(経済)
		相模原市長	加山俊夫	全国市長会理事(財政)
	若干名	三浦市長	吉田英男	全国市長会評議員(経済)
常任理事		小田原市長	加藤憲一	全国市長会評議員(社文)
		厚木市長	小林常良	全国市長会評議員(行政)
		大 和 市 長	大 木 哲	全国市長会関東支部理事
		藤沢市長	鈴木恒夫	行 政 部 会 長
		鎌倉市長	松尾紫	財 政 部 会 長
理事	若干名	伊勢原市長	髙山松太郎	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤修平	社会文教部会長
		平塚市長	落 合 克 宏	経済部会長
	2	座間市長	遠藤三紀夫	
監事		横須賀市長	吉 田 雄 人	
常務理事	1	事務局長	佐藤光徳	

[※] 任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、国の経済対策などにより、景気回復の兆しが若干見えてきているものの、都市自治体の税財源はいまだ不透明な状況が続いており、また、超高齢社会を迎え、対処すべき諸課題は多岐に渡っております。

県内都市自治体としても、市民生活を取り巻く環境変化に対応した行政運営を、創意と工夫をもって行い、市民ニーズに応えていくことが求められておりますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、国における平成27年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された161件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安心して暮らせる明るい社会とするため、県内各都市の 実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項について より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 10 月 1 日

神奈川県市長会

会 長 内 野 優

目 次

要望事項

<	行財政分野〉	頁
1	真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について	1
<.	厚生労働分野〉	
2	社会福祉施策の充実について	6
<	社会文教分野〉	
3	教育行政の充実について	9
4	基地対策の促進について	· 11
5	生活環境の整備促進について	· 13
<	経済分野〉	
6	都市基盤の整備等について	· 14
東	日本大震災関係要望事項	
<	東日本大震災関係〉	
7	東日本大震災への対応について	. 18

凡例

新規…今年度新規に要望したもの

要望事項

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化につ

いて

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した 自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充 実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く地域経済の状況は、世界的な景気後退により危機的状況が依然として続いており、地方自治体は税収が大幅に落ち込む中、地域経済活性化のために引き続き様々な企業支援や雇用確保などの緊急経済対策を講じることが求められている。

一方、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、財政状況の悪化により住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市税財源の充実強化について

ア 第4次一括法等により、国から地方への権限移譲及び道府県から指定都市への権限 移譲が実施されることとなったが、国の出先機関の見直しは行われておらず、不十分 である。

都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、「事務・権限の移譲等に関する見直しの方針」において対象とならなかった事務のみならず、見直し対象となりながら法改正等の措置がなされなかった事務も含め、国から地方、都道府県から市町村に権限を早期に移譲すること。義務付け・枠付けについては、廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定を行わないこと。そのためには、「地方分権改革の総括と展望」において示されているとおり、都市自治体が担うべき事務・権限の更なる移譲や義務付け・枠付けの更なる見直し等を進めること。なお、見直しにあたっては、地方の発意と多様性を重視するとともに、地方の考え方をくみ取り、地方からの改革提案の実現に向けて精力的に取り組むこと。

また、国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、さらなる都市税源の拡充を図ること。<u>なお、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員の派遣など必要な支援を行うこと。</u>一部新規

イ 指定都市に関しては、現行制度で国や都道府県の事務とされているものも含め、地 方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う自主財源が制度的に 保障される新たな大都市制度「特別自治市」など多様な大都市制度の早期実現を図る こと。

また、第4次一括法による都道府県から指定都市への権限移譲に引き続き、都道府

県との二重行政を解消するため、都道府県から指定都市へ権限・財源を移譲すること。

一部新規

ウ 国庫補助負担金については、国と地方との役割を見直した上で、地方への税源及び 権限の移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明 らかにすること。

それまでの間、国庫補助負担金について、首都圏の都市基盤整備等の意義や役割を 踏まえた行政需要を斟酌した上で、各団体が担うべき事業の必要額を安定的かつ確実 に確保し、国の一方的な財源捻出の手段として総額削減は行わないこと。

また、地方自治体間の財政調整は、地方交付税により行うべきであり、国庫補助負担金等による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続をより一層簡素化するなど運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

- エ 現在の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の自己決定権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。 一部新規
- オ 国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査したうえで、地方の主体性が確保されるよう、国が本来担うべきもの以外は地方に移譲するという地方分権の視点を持って、抜本的な改革を確実に実現すること。その際には、事務・権限と税財源を一体的に移譲するとともに、人員の移管について地方と十分協議すること。
- カ 国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、地方自治に 影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させるため、政策の企画・立案の段階から、 法に基づく分科会も含め、協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議 の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。

キ 地方の財源不足については、その全額を地方交付税により交付すること。消費税率 引き上げによる増収が交付税の減額につながらず、確実に社会保障財源として活用で きるよう、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要 額に算入すること。

(2) 地方交付税について

ア 今後も大幅な社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任を持って地域経済 の活性化等の施策を推進していくには、裏付けとなる財源の確保が必須であることか ら、地方交付税については、社会保障と税の一体改革に伴う新たな地方負担を含めて 地方の行財政需要を的確に把握し、地方の安定的財政運営に必要な総額を、法定率の 引き上げによって確保すること。

また、法人実効税率引き下げによる地方交付税原資の減収分については、国の責任において、法定率を引き上げることで対応すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを再認識し、適切に運用すること。併せて、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、周知に努めること。 一部新規

イ 不交付団体に対する財源措置について、国策として実施する各種事業や移譲事務に ついては、交付税措置ではなく国庫負担金や税源移譲による財源措置を講じること、 国庫補助金等の補助率及び交付額については、交付団体と不交付団体の較差を設けな いこと及び不交付団体に対する特例債制度を創設すること。

そのため、「地方交付税制度」を中心とした、地方財政制度全般について、抜本的な 改革に向けた検討を行うこと。

- ウ 平成26年4月の消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金増収分のみを基準財政収入額に加算することにより、一方的な地方交付税総額の削減を行わないこと。また、社会保障関係経費に係る財政需要を的確に把握することにより、地方交付税総額の確保を図ること。さらに、地方財政全体での巨額の財源不足が続いている状況に鑑み、地方交付税への法定率を引き上げることにより、臨時財政対策債制度を廃止すること。
- エ 臨時財政対策債への振替措置<u>を</u>廃止<u>する</u>地方交付税制度の改正<u>など</u>により、地方一般財源の充実・強化を図ること。 **一部新規**

(3) 地方税の見直しについて

ア 地方の自主財源である法人住民税を一部国税化し交付税原資とするようなことは、 地方分権改革の流れに全面的に逆行するものであり、地方の企業誘致、地域経済活性 化へのインセンティブを著しく損ない、これまでの地方の自主的な努力を全く無にす るものであるとともに、今後、地方が行おうとする取組みを阻害するものであり、受 益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに 撤廃し、法人住民税へ復元すること。

イ 自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しにあたっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、交付税で財源措置を行うことのなく、安定的な財源を必ず確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏ま え、その見直しにあたっては、都市財政運営に支障が生じないことのないよう、所要 の財源を確保すること。

- ウ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に 交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、 現行制度を堅持すること。
- エ 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、市町村全体で約1兆5,000億円に上

る貴重な安定財源となっており、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす 見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。 新規

(4) ふるさと納税制度の充実について

ふるさとを応援する仕組みとして定着している「ふるさと納税制度」の利用者の利便性向上のため、年末調整による控除制度を創設するとともに、個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること。**新規**

(5) 新たな公会計制度について

新地方公会計の推進にあたって必要となる経費については、新たなシステムやソフトウエアを提供するだけでなく、地方公共団体の既存システムに係る改修経費も含めた全額を国が負担すること。

また、単に発生主義・複式簿記による事務を上乗せするのではなく、従来の現金主義による会計や地方財政状況調査、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る事務等についても重複がないよう整理し、地方の負担を増やさない制度とすること。**新規**

(6) 消防力強化に向けた国庫補助の拡充について

- ア 消防広域化の推進を図るため、消防広域化重点地域に指定された市町村に対する補助対象及び補助基準額の拡充や補助率のかさ上げを図るとともに、消防広域化後の新たな補助金制度等を確立すること。 新規
- イ 消防・救急無線のデジタル化のための整備には高額な整備費用を要し、財政を圧迫 することが危惧されることから、地方自治体の責務において整備することとなる活動 波について、現行の補助制度を継続、拡大するとともに、補助対象要件の緩和、範囲 拡大等の必要な財源措置を講じること。

(7) マイナンバー制度について

マイナンバー制度の導入にあたっては、地方自治体がシステム改修費を算出するため に必要となる具体的で詳細な情報提供及び各種研修会等の手厚い支援を速やかに行う とともに、地方自治体が負担なく円滑に制度を導入できるよう各省庁間で統一的かつき め細やかな支援措置を講じること。特に、財政措置については、地方自治体がシステム 改修に要する経費の総額を補助するよう、平成26年度分の追加交付額及び平成27年度 分の配分予定額を改めること。また,通知カード及び個人番号カード交付に関連する経 費についても財政措置を講じること。 一部新規

(8) 消防庁舎建替事業に対する財源措置について

住民生活の安心・安全を守るための消防の任務は質、量ともに増大しており、老朽化 した消防庁舎の建て替えは急務であり、国の総合的な財政措置を講じること。**新規**

(9) 消防団を中核とした地域防災力向上のための財政措置について

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、適切な報酬及び費用弁償の支給について必要な措置が求められるほか、消防団員の安全確保のための装備の充実が急務となるため、交付税措置だけに限らず、消防団を強化するための国による財政措置を講じること。 新規

2 社会福祉施策の充実について

我が国は世界に誇れる国民皆保険制度を採用しており、その結果、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。しかしながら、少子高齢化の進行は社会経済や社会保障へも影響を及ぼし、地域住民の福祉に対するニーズをますます多様化させている。こうした中、特に、地域における充実した子育て支援施策や障害者の自立支援及び社会参加の支援など、将来にわたり持続可能な医療施策や福祉対策が強く求められている。

都市自治体は、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて不断の努力を継続しているものの、近年の経済の低迷や少子高齢化などの影響で厳しい財政運営を強いられている。このため、社会福祉制度の長期的安定を図るには、早期の抜本的見直しが急務である。

また、経済情勢は上向いているものの、まだ生活者に実感できるものではなく、今後も厳しい雇用状況は続くと想定されるため、県及び市町村が足並みを揃えて労働施策に取り組める環境を整備する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 介護保険制度について

- ア 介護給付費国庫負担金を法定どおり 25%確保し、調整交付金については別枠で措置すること。<u>さらに、平成 27 年度の介護保険制度改正においては、保険料の上昇及び市町村負担が増加することのないよう措置を講ずること。</u>また、低所得者対策は、国の責任において統一的に実施すること。**一部新規**
- イ 地域介護・福祉空間整備等の施設複数期の計画に関わる整備でも交付金対象とする など、市町村への財政的支援を強化すること。**新規**
- ウ 介護保険制度の見直しにあたっては、要支援認定者に対する新たなサービス (新しい総合事業) の円滑な導入に向けて、市町村に対する十分な支援を行うこと。**新規**
- エ 介護報酬の改定にあたっては、地域の実情に即した制度設計を行うとともに、介護 従事者の処遇改善について、国の責任において被保険者の費用負担に十分配慮したう えで、財政負担も視野に入れながら継続して取り組むこと。また、介護従事者の確保・ 定着及び育成策の一層の推進を図ること。
- オ 要支援更新申請の結果、再び要支援に認定された場合の認定有効期間を最長で24 か月まで設定できるよう、制度の見直しを行うこと。

(2) 国民健康保険制度について

- ア 国民健康保険の構造的課題を解決するため、普通調整交付金(医療分)の算定方法の見直し、国庫負担の引き上げを図るとともに、<u>後期高齢者支援金の全面報酬割導入により生じる財源については、国民健康保険の支援に優先的に活用すること。</u>また、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業について、従来の枠を超えた国・県のさらなる財政支援を行うこと。一部新規
- イ 国民健康保険の国庫負担金である療養給付費負担金については、地方単独の医療費補助事業を行っている市町村に対し、調整率を乗じ減算した額を国の負担対象費用としているが、市町村の財政負担軽減を図るためにも、その扱いを撤廃すること。**新規**

(3) 少子化対策について

- ア 子育て支援のため、国策として小児医療費助成制度を創設すること。
- イ 子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、市町村に対する交付金については、市町村が地域の実情に応じた保育サービス等の提供ができるよう、使途を弾力化することを担保する交付金とすること。さらに、新制度移行後の施設整備に対する交付金については、現行の安心こども基金の補助水準等を継続・充実させるとともに、地方単独保育施設(認可保育室等)の整備や開設後の賃借料補助について、財政支援を充実すること。また、市町村に過重な負担を生じさせないよう事務の簡素化等について対応を図ること。 一部新規
- ウ 子ども・子育て支援新制度において、保育士の処遇改善がさらに充実されるよう地域の実情等を踏まえた財政支援や、多様な保育サービスにおいて保育士の処遇改善が図られるよう措置を講ずること。**新規**
- エ 子ども・子育て支援新制度の実施に伴う放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の対象年齢の拡大にあたり、現行の施設整備や改修及び施設運営に係る国庫補助金の基準額の確実な拡大を図ること。また、施設整備に係る国庫補助については、賃貸借(リース)契約にも対応した補助制度とすること。**新規**
- オ 子ども・子育て支援新制度の制度設計における地方単独費用部分を早期に廃止 すること。 新規
- カ 就学前の子どもの教育・保育に係る平成 27・28 年度の公定価格について、十分な水 準の設定とともに、早期に提示すること。また、関係負担金・補助金について、十分 に措置するとともに、早期に体系的に情報提供すること。**新規**
- キ 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、妊婦健康診査の費用について交付税対象とせず、全額国負担とすること。<u>また、統一的な妊婦健康診査制度を整備すること。</u> 一部新規
- ク 自衛隊員が家族に対し不安を抱くことがなく任務に専念できる環境整備のため、国 が率先して自衛隊基地内に保育施設を設置すること。 新規

(4) 障害者福祉施策について

重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国策として身体・知的・精神障がい者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

(5) 地域保健医療対策の充実について

- ア 産科、小児科及び救急医療に携わる医師及び看護師の不足を解消するため、臨床研修医制度の見直し、女性を含めた医師が充実して働くことのできる医療環境の整備、 看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職支援など、早急に医師及び 看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。
- イ すべての定期予防接種に係る経費は交付税対象とせず、全額国負担とするなど、自 治体間において費用負担の格差が生じることがないよう、新たに適正な措置を講じる こと。<u>また、予防接種法第28条を改正し、全ての国民が平等に接種できる体制づくり</u> <u>をすること。</u>【平塚、伊勢原、綾瀬】一部新規
- ウ 不妊症・不育症に対する相談体制の充実を図るとともに、不育症については治療方

<u>法が確立されていないことから、研究や人材育成を行うこと。</u>また、助成制度については、不妊症・不育症ともに全国統一的な公費負担制度とすること。**一部新規**

エ 各種がん検診や健康診断、予防接種、妊婦への健康支援等に対する補助金の交付等について、個々の事業に対する対応ではなく、健康増進に関する事業を総合的に支援する国庫補助金制度を確立すること。<u>また、がん検診推進事業は、全額国庫負担とし、</u>市町村へ負担を求めない新たな制度を設けること。 一部新規

(6) 生活保護制度について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とすること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。また、本来生活保護法の適用対象とならない外国人については、全額国庫負担とすること。

(7) 雇用創出関連事業の推進について

地域若者サポートステーションの運営について、委託期間を複数年度に改めること。 また、事業の実施においては、ジョブトレーニングなどの「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置に係る所要経費を、全額国庫負担とするよう措置を講じること。

(8) 自殺対策に対する支援について

自殺対策基本法に基づき、市町村が実施する自殺対策事業に対し、恒久的な国庫補助制度を創設すること。 新規

(9) 非婚のひとり親家庭に対する支援について

税法上の寡婦(寡夫)控除の適用がない非婚のひとり親家庭の経済的に不利益な状況を改善するため、非婚の母又は父に対しても寡婦(寡夫)控除が適用されるよう、税法を改正すること。 新規

(10) 居所不明児童に対する情報一元化について

全国的な課題となっている居所不明児童の把握を円滑に行うために、住民基本台帳に 登録されている自治体に居所実態がなく、かつ転居先が不明な児童の情報を自治体間で 共有する全国レベルでの仕組みを構築し、児童の実態把握をより徹底すること。 新規

3 教育行政の充実について

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められている。

こうした中においても、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものである。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり等多くの教育課題の解決に向け努力しているところであるが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

また、子どもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化 した学校施設の整備も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 学校教育施策の充実について

- ア 公立学校施設の老朽化に伴い必要となっている、屋上防水や外壁改修等の施設整備に対する国庫補助事業の拡充及び、内部改修工事のみでも補助事業の対象となるよう制度の見直しを図ること。また、計画した事業の全件が補助金を受けることができるよう、財源を十分に確保すること。 一部新規
- イ 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。
- ウ いじめが社会問題化し、暴力行為等を含む非行問題が低年齢化するなど、子ども たちを取り巻く問題が多様化・複雑化しており、それらの課題にきめ細かに対応す るため、さらなる教職員定数の改善を図ること。
- エ 30 人を学級編制の標準規模とするよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員 定数の標準に関する法律」の改正を図ること。 新規
- オ 学校図書館法に基づき、12 学級以上の学校に専任の司書教諭を配置すること。新規

(2) 就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について

教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費(準要保護援助費)について、国庫補助対象とすること。

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費について、都市自治体に超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、補助割合の上限どおりの額を交付すること。<u>また、新たな子ども・子育て支援給付制度への移行後においても、従来の就園奨励費補助制度と同等以上の財政支援を行うこと。</u>一部新規

(4) 小学校外国語教育の支援充実について

現在市費で配置している小学校5・6年生を対象としたALT(外国語指導助手)について、人材の確保や財政上の支援を制度化すること。また、英語授業の教科化や開始

学年の引き下げが検討される中、専任教員の配置等に向けて早急に取り組むこと。 新規

(5) ナショナルトレーニングセンター拡充施設の設置について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ナショナルトレーニングセンター拡充施設の横須賀市への設置を推進すること。新規

4 基地対策の促進について

神奈川県内には14箇所約20.8 12 Mic及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。このため、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切実に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地の返還等について

- ア 市民の長年にわたる負担を解消するため、米軍基地の整理、縮小、返還を図るとと もに、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所 については、早期に返還を実現すること。
- イ 厚木基地における空母艦載機の移駐の1日でも早い実現に向けて最大限努力するとともに、移駐後の厚木基地の運用面等について、速やかに明らかにすること。また、厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の抜本的改正を着実に実施し、基地周辺住民の生活環境の保全に努めること。
- ウ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。
- エ 平成26年度より共同使用を開始する、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約40haについて、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い市が新たに負担する経費について、補助対象とすること。

(2) 基地騒音対策について

- ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地での<u>着陸訓練</u>及び激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設で実施し、騒音の解消に努めるとともに、<u>着陸訓練</u>同様に事前に情報を提供すること。**一部新規**
- イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用 について、特別交付税(基地等対策に係る財政需要)による措置ではなく、単独の補 助金等として交付すること。
- ウ 市民は今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増 大が予測されることから、騒音軽減策を積極的に講じること。

(3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付が可能となるよう、予算のさらなる増額に努めること。

(4) 基地周辺対策経費に係る予算の増額について

基地周辺対策経費について、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、所要額の確保に努めるとともに、予算のさらなる増額を図り、各自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となる施策とすること。

(5) 基地周辺住民及び自治体への支援について

- ア 長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び自治体に対しても、基地再編の円滑 な実施に向けた法整備で新たな負担が増加する自治体を対象とした支援策と同様の措置を講じること。
- イ 長年にわたり航空機騒音に悩まされてきた住民の負担を軽減するため、住宅防音工事について建築年次にかかわらず区域内のすべての住宅を助成対象とし、速やかに工事を実施すること。また、住宅防音工事及びNHK放送受信料について対象区域の拡充を図るとともに、維持管理費及び受信料の全額を助成すること。

5 生活環境の整備促進について

地域社会における快適な生活環境づくりを推進するためには、地域の実態に即したごみ 処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社 会をめざした総合的な廃棄物政策を推進することが重要である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理対策について

- ア 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による、交付金額の予算額を 確保すること。
- イ ごみ処理広域化により三浦市内に整備予定の中継施設について、循環型社会形成推 進交付金交付要綱の対象となるよう、制度の拡充を図ること。**新規**
- ウ 廃棄物処理施設の解体について、解体後の跡地を利用せずに更地にする場合においても、解体費を循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること。**新規**
- エ 製造・流通事業者の廃棄物処理に関する責任を強化するなど、現行法制度を見直すとともに、プラスチック製容器包装に係る再商品化について、コストの低減が図られるよう、再商品化手法の見直しを行うこと。**新規**

6 都市基盤の整備等について

都市自治体は、個性と活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会の実現に努力しているが、少子高齢化への対応や経済の活性化を図るため、都市基盤の整備を一層進めていく必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) まちづくり等の推進について

- ア 社会資本の的確な維持管理・更新を計画的に実施するため、<u>財源となる社会資本整</u> 備総合交付金関係予算について、地方が必要とする所要額の確保に努めるとともに、 各自治体の実情に応じた適切な配分とすること。 **一部新規**
- イ PFI手法を活用した公共施設等の整備については、計画どおりに国庫補助が交付されない場合、VFMや年度ごとの返済額に大きな影響を与えることから、PFI手法を活用した事業については優先的に財政支援を行うこと。新規

(2) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における国庫補助採択要件の引き下げと、それに伴う財源を確保すること。

(3) 河川等治水事業の推進について

ア 国土交通省における「平成 24 年 7 月の九州豪雨災害等を踏まえた堤防緊急点検結果」において相模川は、神奈川県内の一級河川のなかで、要対策延長の割合が大幅に高い結果であったことから、大雨や地震等の災害発生時における河川の増水・津波の遡上から流域住民の生命や財産を守り、安全で住み良い生活環境を確保するため、現在用地取得が進められている相模川左岸国道 1 号上流(平塚市須賀・馬入地区、茅ヶ崎市中島地区)の築堤整備を早期に実現すること。

また、国道1号より下流については、早急に整備時期を明確にすること。 一部新規 イ 下水道法事業計画に基づく雨水管渠の整備を進めているが、放流先の河川が未改修 のため河川水位が上昇してしまい内水の排除が難しくなり、堤内地への浸水被害が発 生していることから、県が管理する放流先河川の改修を推進すること。

また、河川改修が完了するまでの措置として、河川水位が低い箇所への放流先の変 更やバイパス管、雨水貯留施設等の暫定整備について、社会資本整備総合交付金対象 事業として採択すること。**新規**

ウ 特定都市河川の流域内で行われる浸水被害対策事業について、社会資本整備総合交付金の補助率の上乗せや地方交付税措置を行うこと。

また、治水対策の根幹をなす河川改修の確実かつ速やかな推進に向け、河川管理者 に対する様々な支援策を講じること。**新規**

エ 河川の老朽化・長寿命化対策に係る維持・修繕の交付金制度を拡充すること。

一部新規

(4) 港湾・海岸の整備促進について

- ア 相模湾沿岸の侵食対策において、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査 を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。
- イ 国際コンテナ物流<u>における</u>競争力強化に対する施策の充実と財政措置の拡充を図る こと。一部新規
- ウ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備<u>等</u>を促進すること。 **一部新規**
- エ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。
- オ 災害時における、国を含めた港間連携協働体制を早期に確立すること。 一部新規
- カ 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、利用に関する法体制を整備し厳正な対応をするとともに、法令及びルールの周知徹底を図ること。
- キ <u>国際コンテナ戦略港湾の</u>国際競争力強化<u>を図るため、内航フィーダー等の国内輸送コストの低減や物流施設の再編・高度化を含めたロジスティクス機能の強化に取り組むこと。</u>

また、先進的な港湾施設の着実な整備や本牧沖に計画している新規ふ頭計画の事業 化を図ること。

さらに、クルーズ振興に向けた客船受入れ機能の強化を積極的に支援すること。

一部新規

- ク 県が実施している茅ヶ崎海岸における海岸侵食対策事業を推進するため、技術的支援及び更なる財政措置の充実を図ること。
- ケ 国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港をはじめ特定第三種漁港における高度衛生管理の推進など漁港の衛生管理に関する取り組みの推進及び事業予算の確保に努めること。 新規

(5) 道路の整備促進について

ア 慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上を図るため、国道357号(都市計画決定区間)、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線及び厚木秦野道路について早期に整備するとともに、国道357号の南下延伸ルートの早期具体化を図ること。整備にあたっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。

また、県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間、さらに横浜市内で事業中である 高速横浜環状北線、高速横浜環状北西線の早期整備について、積極的に支援すること。

- イ 国道1号及び国道134号の慢性的な交通渋滞解消を図り、良好な交通環境を確保するため、新湘南国道の通行料金を値下げ及び、それに伴う交通量の増加により発生する交通騒音対策を実施すること。 一部新規
- ウ 横浜横須賀道路の<u>(仮称)</u>横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジ整備 については、神奈川県、国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社による 土地利用、産業政策、交通動態等の地域計画についての広域的な検討など、設置に向 けての一連の手続きを推進し、早期整備を図ること。**一部新規**

- エ 大規模な地震が発生した場合<u>に必要となる</u>緊急輸送路等の整備や、<u>無電柱化の推進、</u>通学路、踏切の安全対策を推進するための財源を確保すること。
 --部新規
- オ 平成25年6月に公布された道路法等の一部を改正する法律において、道路橋の定期 点検を5年に1回の頻度で行うことが規定されたため、定期点検や修繕工事に対して 必要な措置を講じること。

(6) 運輸・交通施策について

ア 地域経済活性化などのため、横浜横須賀道路や三浦縦貫道路をはじめとする三浦半 島地区の有料道路の通行料金を引き下げること。

<u>また、圏央道(さがみ縦貫道路)についても、圏央道が環状道路機能を発揮し、有</u>効に利用されるよう料金を引き下げること。 **一部新規**

- イ 都市鉄道利便増進事業(神奈川東部方面線)について、<u>国としても</u>引き続き積極的 に事業を推進すること。**一部新規**
- ウ <u>充実した</u>鉄道ネットワーク<u>を構築するために、高速鉄道3号線の延伸など、計画路</u> <u>線の事業化に向けた取り組み</u>や整備制度の改善に<u>向け</u>、積極的に支援<u>する</u>こと。

一部新規

- エ 既存の鉄道駅の課題解決に向けて、調査検討段階からの国による支援や、駅舎改良 に対応した整備制度を拡充すること。**新規**
- オ 鎌倉の貴重な歴史的遺産を未来後世へ守り伝えていくため、国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復元を目指し、また、踏切による交通渋滞の解消に向け、 JR横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国、神奈川県、鉄道事業者等関係機関等と協議・検討を行う体制を構築すること。

(7) 農業振興の推進について

ア 農振農用地区域として認められる土地利用について、都市農業における農業経営の 多様化という地域性にも配慮し、地産地消を促進する農産物直売施設や農作業体験施 設、地域農業の振興と関係の深い農業教育施設や農業技術研究施設、農家の家計を支 えるための施設、<u>都市農業の振興に不可欠な駐車場整備</u>なども対象とするよう基準を 緩和すること。

また、地域性を考慮した農地転用基準の運用を図ること。一部新規

イ 国は平成 25 年度の大雪により被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の再建・修繕及び撤去を行う農業者を支援しているが、必要な資材や人手の確保が困難なため、 今年度中での再建・修繕の完了が極めて厳しい農業者も多いことから、当該支援事業 を複数年に渡って継続すること。

(8) 公契約に関する法律の整備について

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、国は公契約に関する法律整備を速やかに講じること。

(9) 公共施設の老朽化対策の推進について

- ア 社会資本の老朽化対策を着実に推進するための防災・安全交付金及び学校施設環境 改善交付金などの社会資本整備予算について、地方が必要とする所要額を確保すると ともに、要件緩和及び補助率の拡大を図ること。**新規**
- イ <u>道路施設の老朽化対策の計画的な推進</u>を図るための<u>財源</u>を確保すること。 **一部新規**
- ウ 高速道路事業や鉄道事業に起因して整備された橋梁等の老朽化対策を早期かつ重点 的に進めるため、国による技術支援や補助率の割り増しなどの支援をさらに進めるた めの制度を創設すること。**新規**

東日本大震災関係要望事項

7 東日本大震災への対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範な地域に甚大なる被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、各地の市民生活に深刻な影響を与えている。

こうした中、実態として被災した地域が速やかに復興を図りつつ、今後いつ、どこで発生するか分からない大地震、津波に対応することは、各都市において喫緊の課題である。 よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 地震防災対策のための補助制度について

- ア 地方自治体は、東日本大震災<u>のような大規模</u>地震発生を想定した幅広い内容の震災 対策が<u>求められており</u>、その対策には膨大な費用が<u>必要とされることから</u>、多岐にわ たる<u>災害</u>対策に対応した補助制度を創設すること。**一部新規**
- イ 地方公共団体が災害対策基本法に基づき整備する市町村防災行政用無線について、 国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除とすること。
- ウ 大規模災害時には、ガソリンや軽油などの燃料不足が懸念されるが、燃料不足による災害対策活動への影響が生ずることのないよう、安定的な燃料供給体制の構築のため、自治体が設置する危険物施設(貯蔵所、取扱所)に対する補助制度を創設すること。
- エ 東日本大震災の教訓を踏まえた総合的な防災体制の強化を図るため、地域住民や観光客に対する迅速かつ正確な情報伝達手段の拡充や、<u>津波避難タワーの設置等による津波一時避難場所の確保及び、</u>避難路等の整備に<u>要する経費に対し財政措置を講じること。</u> 一部新規

(2) 防災計画・体制について

- ア 臨海部における液状化対策<u>や津波浸水対策等の減災対策への支援の継続と拡充を図ること。</u> 一部新規
- イ 相模トラフ沿いの地震想定に基づく津波浸水予測図を早急に示すとともに、津波浸水予測に基づく被害想定を早急に各地方自治体に示すよう都道府県に対する指導を行うこと。
- ウ 大規模災害発生時には、市民の生命・財産・経済活動等を守るため、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに市民生活に必要不可欠な行政サービスを早期に再開する必要があることから、大規模災害発生時における地方自治体の業務継続体制の強化対策に必要な支援策を講じること。 新規
- エ 津波監視体制を強化し、地域住民や観光客に対して迅速かつ正確な情報発信を行う ため、切迫性の高い東海地震、神奈川県西部地震、三浦半島断層群地震などに備えて、 東京湾、相模湾沖にGPS波浪計を早期に設置すること。
- オ 防災倉庫の設置にあたっては、建築基準法に規定する建築確認の簡略化が図られるよう関係省庁との調整を行うこと。 **新規**

カ 災害時に緊急かつ迅速に対応するため、災害救助法において道府県が行っている法 定受託事務を指定都市が行えるようにするとともに、指定都市で要した救助経費につ いて、直接国に対し求償できる制度を創設すること。**新規**

(3) 食の安全における放射能対策について

福島第一原子力発電所事故の放射能の影響が懸念される中、日常生活における食の安全確保は必要不可欠なものであることから、国の責任において、<u>農畜水産物の出荷時における検査及び、それらを使用した加工食品の検査を強化するとともに、市場に流通する食材等の安全性を周知するなど、今以上にきめ細かい食の安全対策を講じること。</u>

一部新規

(4) 放射性物質による局所的な汚染箇所の除染対策について

- ア 放射性物質汚染対処特措法における指定対象外地域においても、福島第一原子力発 電所の事故に伴う放射性物質による、局所的な汚染箇所の除染基準と役割を明示する こと。
- イ 都市自治体が行う放射線対策に要する全ての費用については、国の責任において、 迅速かつ適正な賠償が行われるよう東京電力を強く指導するなど、必要な措置を早急 に講じること。

(5) 放射性物質が含まれた焼却灰等への対策について

- ア 放射性物質(放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の低濃度の場合も含む)を含んだ下水汚泥焼却灰や一般廃棄物の焼却灰、並びに側溝や集水マス、小中学校の屋上等に溜まった土砂等<u>の処分</u>について、国が具体的、かつ市民等から理解の得られる処分方法を明示するとともに、最終処分場の確保をするなど、適切に処分できるよう早急に措置を講じること。併せて、国が示した基準や基準に基づく処分等の安全性について、国民への十分な周知を図ること。さらに、上記の他、各自治体が地域の実情に応じて独自に施した安全対策に係る費用については、上下水道に係るものを除き、不十分ながらも特別交付税による措置は制度化されているが、今後、これらの経費について、特別交付税によらず、発生源者である東京電力に対して賠償請求していくこととした場合には、地方自治体から東京電力に対する賠償請求が円滑に行えるよう、法的整備を視野に入れた積極的な対応・働きかけを行うこと。一部新規
- イ 下水処理において発生する焼却灰<u>等から、放射性物質を取り除く</u>有効な技術を<u>早急</u> <u>に</u>研究し、確立すること。 **一部新規**

(6) 旧耐震基準住宅の耐震化に係る国庫補助金の拡充について

旧耐震基準住宅の耐震化を推進するため、改修工事に係る費用に対する国庫補助金の拡充を図ること。

(7) 公共基準点の改定に伴う支援制度の創設について

東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について 改定が必要となることから、改定に伴う費用について、新たな国の支援制度を創設 すること。